

前橋市個人情報保護審査会（第81回）会議議事録

- 1 日 時 令和5年3月2日（木）
午前10時30分から午前11時20分
- 2 場 所 前橋市役所本庁舎11階北会議室
- 3 出席者 個人情報保護審査会 小磯会長、西村委員、長谷川委員、松本委員
事務局 福島参事、蜂巢課長補佐（行政管理課）
岡田課長、高橋係長（情報政策課）
説明者 川崎課長補佐（政策推進課）
大矢係長（未来政策課）
関口課長補佐（生活課）
塩原主任（市民課）
大友副参事、李三主任（文化国際課）
布施副参事（観光政策課）
須田係長、大崎副主幹（子育て支援課）
和田主事、糸井主事（環境森林課）
手嶋副参事、林主任（産業政策課）
石坂課長補佐（農政課）
大塚課長補佐（議会事務局総務課）
鹿田係長（交通政策課）
- 4 次 第
 - (1) 開会
 - (2) 審議・報告事項
個人情報取扱事務開始届等について
 - (3) その他
 - (4) 閉会
- 5 審議・報告事項について
 - (1) 議事録署名人について
会長が議事録署名人に松本委員を指名した。
 - (2) 個人情報取扱事務開始届等について

事務局から、前回の個人情報保護審査会以後に個人情報保護条例第7条に基づき提出のあった個人情報取扱事務開始届（前橋市文化協会会員文化芸術活動支援事業以下22件）、個人情報取扱事務変更届（前橋市農業害虫防除対策事業補助金交付事務以下6件）及び同条例第8条の4に基づき提出のあった個人情報目的外利用等届出書（同条例第8条第2項第1号から第7号までのいずれかに該当するもの304件）について報告があった。

○主な質疑

【前橋市文化協会会員文化芸術活動支援事業、アーツカウンシル前橋文化芸術活動奨励金交付事業】

（小磯会長）

No. 1とNo. 2ですが、支援金等に関する事務であるため、何らかの根拠法令が必要だと思われませんが、どのような根拠で支給されたのでしょうか。

（文化国際課 大友副参事）

No. 1につきましては、令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業でありまして、文化協会がコロナウイルスの影響で思うような活動ができなかったことから、支援をさせていただいたものです。

（文化国際課 李三主任）

No. 2につきましては、No. 1と同様にコロナウイルスで影響を受けている団体への支援ですが、こちらはクラウドファンディングによる寄付金を財源として活用した事業となっています。

【特殊詐欺電話対策装置貸出事業】

（小磯会長）

No. 5の特殊詐欺電話対策装置貸出事業ですが、おそらく好評なのだと思いますが、予算的には何台分くらいを想定していたのでしょうか。

（生活課 関口課長補佐）

当初600台を用意していましたが、好評だったため、その後300台追加し、今年度は900台を用意しました。

（小磯会長）

仮に900台をオーバーする申し込みがあったときは、次年度の予算で対応していくという形でしょうか。

（生活課 関口課長補佐）

そのように考えています。

【「#前橋市はたちのつどい」SNSキャンペーン、「#もっとまえばし」SNSキャンペーン】

(小磯会長)

No. 7とNo. 19で、SNSキャンペーンというのは、どのようなことを目的に何を応募させているのでしょうか。

(観光政策課 布施副参事)

SNSキャンペーンというのは、SNSのフォロワー数を増加させることや、前橋の魅力を感じてもらおう目的で行っております。観光政策課ではインスタグラムを開設しております、そのフォロワー数を増加させることを目的としています。

(小磯会長)

いろいろと関心を持っている人にSNSで意見を出してもらおうということでしょうか。

(観光政策課 布施副参事)

そのとおりです。

(小磯会長)

抽選は無作為でしょうか。

(観光政策課 布施副参事)

無作為となります。

【まえばし暮らしテック推進事業「電力データ活用イエナカ情報の見える化による地域見守り」】

(小磯会長)

No. 16のまえばし暮らしテック推進事業「電力データ活用イエナカ情報の見える化による地域見守り」は、電気の使用状況を業者が管理・把握をして、高齢者や独居世帯の見守りを行うということだと思われませんが、どのようなスパンで見守りを行っているのでしょうか。

(未来政策課 大矢係長)

この事業の見守りサービスにつきましては、ご家庭の分電盤にセンサーをつけ、リアルタイムでその使用状況を把握します。その使用状況から、AIで日々の電気の使い方の傾向を把握し、例えば普段であれば家電が使われている時間に使われていない場合や、気象庁の気象データで熱中症の危険性が高いとされているにもかかわらずエアコンが使われていない場合などに、ご本人と家族にアプリでお知らせが届くようになっています。

(小磯会長)

家族などから何らかの返事があった場合に、必要に応じて対応をしていくという

ことでしょうか。

(未来政策課 大矢係長)

家族からの返事が必要というものではありませんが、ご家族がそのお知らせを見た時に、ご家族からご本人に連絡していただくとか、あるいはご近所の支援員の方に連絡をしていただくとか、そのような形での活用を考えています。

【一般競争入札（公有財産売却システム）による不用物品の売払い事務】

(松本委員)

No. 3の公有財産売却システムは、電子的なシステムが構築されているということでしょうか。

(議会事務局総務課 大塚補佐)

紀尾井町戦略株式会社という業者が構築した官公庁オークションのシステムを活用しております。

(松本委員)

前橋市がシステムを持っているということではないのですね。承知しました。

また、不要物件をオークションで売り払うのに、メールアドレス、氏名、住所だけの情報で物を売ってしまって差し支えないのでしょうか。

(議会事務局総務課 大塚補佐)

実際には、落札した方には本人確認書類で本人確認を行った上で売却をしております。

【パブリックコメントに関する事務】

(西村委員)

今回、パブリックコメントに関する事務が5つありますが、過去の審査会においてパブリックコメントに関する届出が出ていたという記憶がないのですが、これまではなかったということでしょうか。

(情報管理課 高橋係長)

これまでも届出は出ております。

(西村委員)

たまたま今回は多かったということですね。しかし、これに関する個人情報取扱事務の廃止届が出ているかということ、それも記憶が定かではないですが、集めた個人情報ほどの期間を目安に廃棄しているのでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

廃棄のタイミングとしては、各所属における行政情報の廃棄のタイミングとなります。

(西村委員)

特に一律の基準が決まっているわけではないということですね。廃棄されたタイミングで適切に廃止届が出ているという認識でしょうか。しかし、開始届の提出はあるのですが、廃止届が出てきていないので、書類上はきちんと届出がなされているようには見えないと思います。

(西村委員)

パブリックコメントについては、多くの自治体で匿名ではできない運用をしていることは承知していますが、国レベルでは匿名を希望した場合には、それなりの配慮をするような記載をしているところもあります。前橋市ではどのような取り扱いをしているのでしょうか。

(行政管理課 福島参事)

それぞれの課でパブリックコメントを募集する際に、匿名希望者に特別な配慮をしている例もあるかと思われませんが、すべてについて把握はできておりません。

(西村委員)

匿名では意見を提出できないという一律の運用になっているわけではないということでしょうか。

(行政管理課 福島参事)

個人の名前がなくても、意見を提出することはできるようになっていると思われまます。ただし、そうした場合の意見をどのように取り扱うのかについては、それぞれの個別の事情によって異なってくるものと思われまます。

【水道使用者台帳関係事務】

(小磯会長)

目的外提供のNo. 3、No. 4で水道使用者台帳関係事務が2件ありますが、労働基準監督署に提供するというので、提供の理由が、賃金の支払いの確保に関する法律の調査のためとなっていますので、会社がつぶれてしまい、賃金の立替払いの申請があったときに、水道料金の未払い状況などの実態を調べるという理由から、水道局からの情報提供が必要だというイメージでよろしいでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

そのような認識です。

【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務】

(長谷川委員)

非課税世帯向けの臨時特別給付金の照会がたくさんあるようですが、何のために行われているのか教えてください。

(情報政策課 岡田課長)

前橋市で既に支給されているのかどうかを確認するためのものです。

(長谷川委員)

前橋市に住んでいる方の情報を他の市町村が欲しいと言っていることになるかと思いますが、何のためでしょうか。

(情報政策課 岡田課長)

前橋市に住んでいた人が、前橋市で支給要件を満たしており、他の市町村でも支給要件を満たしている場合、前橋市で既に支給している、又は支給していないということを回答しているものです。

(長谷川委員)

二重支給を防ぐということですね。わかりました。

(小磯会長)

他に意見はありますか。

〈特に意見なし〉

それでは、他に意見がないようですので個人情報取扱事務につきましては、届出のとおり事務を進めていただきたいと思います。

6 その他

(1) 議事録の取扱いについて

議事録の取扱いについて、次のとおり事務局から説明があり、審査会から了承された。

- ・事務局で案を作成した後、各委員に郵送で案を送付するので、確認していただきたい。
- ・意見がある場合は、事務局に連絡をいただきたい。
- ・承認される場合は、承認書を返送していただき、各委員の承認が得られたら、会長と議事録署名人に署名をしていただきたい。

7 閉会 午前11時20分

前橋市個人情報保護審査会運営要領第8条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 5年 3月 29日

前橋市個人情報保護審査会

会長 小磯 正康

前橋市個人情報保護審査会

委員 松本浩樹